



中継局

業務協約書

株式会社 近未来通信（以下、甲という）と

（以下、乙という）は、甲が展開するインターネット電話事業に関して、乙が事業参加することを希望したので、以下のように業務協約を締結し事業の展開を期すことになった。

乙の希望した中継ステーション仕様は、8回線中継ステーションである。

乙の希望した設置エリア区分は、北海道ブロック札幌エリアであり、

市外局番は、011とする。

乙は、本業務協約書の内容を甲より事前に説明を受けその内容を確認した。

第1条【事業名】

- 本事業の名称は、甲に帰属する知的所有権に関する「スーパーネット インターバー」（以下、スーパーネットと略す）の名称を用いる。
- 乙は、本業務協約の締結により前項の名称を用いた事業に、参画することを得る。

第2条【業務】

- 本事業の業務には、スーパーネット電話中継ステーションを設置するために必要な業務と、その運営管理を継続的に行う業務と、これらのサービスを利用するエンドユーザーの獲得を目的とした営業活動に関する業務がある。
- 甲は、その他前項に関連する業務が新たに必要になると判断した場合には、前項の業務に新たな業務を付加することができる。

第3条【加盟金】

- 本事業に参画するために、乙はスーパーネット電話中継ステーションを所有し、且つ甲に加盟金を支払うものとする。
- 乙が、本事業に参画するために支払う加盟金額は、乙が所有するスーパーネット電話中継ステーションの仕様に応じて決められた金額とする。
- 乙が、設置するスーパーネット電話中継ステーションは、8回線仕様とし、第3条4項に基き乙が甲に支払うべき加盟金は、2,000,000円である。但し、これに伴う消費税は外税とする。
- 甲指定のスーパーネット電話中継ステーションの各仕様ごとの加盟金は、下表の通りとする。

仕 様	加 盟 金	仕 様	加 盟 金
8回線	2,000,000円	46回線	10,000,000円
12回線	3,000,000円	69回線	15,000,000円
16回線	4,000,000円	92回線	20,000,000円
23回線	5,500,000円		

第4条【発注】

- 乙は、甲を指定してスーパーネット電話中継ステーションの機械設備を発注しなければならない。
- 乙は、甲に本業務協約締結日を発注日としてスーパーネット電話中継ステーションの機械設備（別紙仕様書添付）を発注し、甲はこれを承諾する。
- 乙が、甲に支払うスーパーネット電話中継ステーションの設備費の金額は、

8,788,000円である。但し、これに伴う消費税は外税とする。

- 甲は、本業務協約締結日より210日以内をもって、開局しなければならない。
- 乙が甲に支払ったスーパーネット電話中継ステーションの設備費は、理由の如何を問わず返還されないものとする。

第5条【支払い方法】

第3条3項及び第4条3項についての支払い方法は、

加盟金については、

平成 年 月 日

スーパーネット電話中継ステーションの設備費については、

平成 [] 年 [] 月 [] 日

にて、甲の指定する銀行口座に振込みまたは甲方に持参し支払う。

第6条【開局】

1. 甲は、乙より受注したスーパーネット電話中継ステーションを可及的速やかに、スーパーネット電話中継ステーションの設置が可能な場所の選定作業と開局工事の手配をする。
2. 甲は乙にかわり、スーパーネット電話中継ステーションを開局するための申請事務等の諸手続きを行うものとする。
3. 乙は、甲が選定し指定したスーパーネット電話中継ステーションの設置場所に同意する。
4. 甲は、賃貸借契約の完了したスーパーネット電話中継ステーションの設置場所に於いて、速やかに開局工事を開始し、可能な限りその開局を早める努力をする。
5. 乙の所有するスーパーネット電話中継ステーションは、回線契約の敷設完了と、接続試験及び稼働の確認を甲に所属する当該技術部門が行った上で開局される。その開局予定日は、甲が乙に報告し、開局日は納品書の交付をもって告知する。
6. 乙は、所有するスーパーネット電話中継ステーションの接続試験期間にかかる公衆回線や専用線の費用、及び保守管理費を負担する。
7. 前項に関わる諸業務の検収は、甲に所属する当該技術部門が代行するものとする。

第7条【運営管理】

1. 乙は、甲にスーパーネット電話中継ステーションの運営管理業務一切を委託するものとする。
2. 甲は、乙が所有するスーパーネット電話中継ステーションの効果的且つ、継続的な運営に鋭意努力するものとする。
3. 甲は、電気通信事業法及び関連諸法に準拠した特段の指示がない限り誰人にもこれを開示しない。
4. 前項に関わる制約から、乙の所有するスーパーネット電話中継ステーションには、キーボード、マウス、モニター及び操作マニュアルを添付しない。
5. 乙は、スーパーネット電話中継ステーションの運用に必要な公衆回線や専用線の費用等を含む運営管理費用を甲の指示によって負担する。

第8条【保守管理】

1. 乙は、甲にスーパーネット電話中継ステーションの保守管理業務一切を委託するものとする。
2. 甲は、前項で委託された保守管理業務を限りなく理想的な設置環境にて保全されるよう各関係者に指導する責務を負う。
3. 甲は、保守管理業務を遂行する上で必要となる諸費用を保守管理費用として算出し、乙に提示する。乙は、その提示された諸費用を遅滞なく甲に支払う。
4. 保守管理料の清算は、月末〆翌月10日現金支払いとし、乙は甲の請求により、甲の指定した口座に期日までに1ヵ月分を振り込み入金するものとする。
但し、開局当月の保守管理料については、開局日より日割り計算をして算定する。
5. 開局後の保守管理上の安全性に鑑みて、甲の指定する技術者以外の操作を認めない。
6. 甲は、緊急時において前項の例外を認めるが、操作ドキュメントの報告を操作者より受けて保守管理の任を遂行する。
7. 甲に起因しない不正操作によって、スーパーネット電話中継ステーション当該設備に障害が発生した場合には、正常な保守管理業務を続行するために、損害の及んだ範囲と原因を究明し、乙へ報告する。
8. 前項の不正操作によって生じた損害については、甲は一切の責任を負わない。
9. 甲は、保守管理業務を永続できるように所定の損害保険に加入する。
10. 乙は、甲が指定するスーパーネット電話中継ステーションの消耗部品及び小規模のバージョンアップに要する費用について負担する。
11. スーパーネット電話中継ステーションが不可抗力により一時稼働停止状態に陥ったとしても、前条の運営管理費と保守管理費用は継続的に発生する。甲は、その復旧に全力を傾けなければならない。

第9条【制限】

1. 乙は、本契約が効力を有している期間中に於いて、甲の承認がない限り他の類似する電話サービス事業に参画することができない。
2. 乙は、本事業に必要な事務取扱上の契約業務の遂行に際しては、全て甲の指示によるものとする。
3. 乙の業務の及ぶ範囲が海外に及ぶ場合には、事前に甲の指示及び了解を必要とする。
4. 乙が、第三者にスーパーネット電話中継ステーション設備機器の所有権を譲渡しようとする場合には、事前に甲の許可を必要とする。

第10条【利益還元】

元される通話料収入は、このスーパーネット電話中継ステーションに接続されたアダプターの月額固定料金の20%で算定される。

但し、この還元は、エンドユーザーからの月額固定料金が入金されたことを確認した後に算定されるのであり、甲は、料金未払い分における債務を負うものではない。

2. 甲もしくは、甲の承認した事業者が取得したID番号を用いて作成したプリペイドカードが、乙の所有するスーパーネット電話中継ステーションを経由して利用された場合には、発信消化金額の3.3%で通話料収入が算定される。
3. 乙の所有するスーパーネット電話中継ステーションに海外通話が着信した場合には、当該在外電話会社から支払われる着信料から国内公衆回線使用料を差し引いた金額の30%が通話料収入として算定される。
4. 甲は、各前項にて算出した還元金を和した金額を、毎月末日に締めて翌々々月10日に、乙の指定する口座に振り込むものとする。その際の振り込み手数料は乙の負担とする。

第11条【営業】

1. 乙は、甲にスーパーネット電話中継ステーションの営業業務一切を委託するものとする。
2. 甲は、営業契約及び販売促進に関わる費用負担を乙に求めるものではない。
3. 甲は、乙の所有するスーパーネット電話中継ステーションの稼働率を向上させるために諸種の商品開発を行うこととし、その開発費については一切の費用負担を求めない。

第12条【解約】

1. 乙は、本項各号に該当する事由が生じた場合には、催告をしないで本契約を解約することができる。
 - a. 甲が、本業務協約締結日より210日以内に開局できなかった場合。
 - b. 甲が、乙に支払うべき運用還元金を支払日より起算して60日以上滞納した場合。
2. 甲は、本項各号に該当する事由が生じた場合には、催告をしないで本契約を解約することができる。
 - a. 乙が、甲に支払うべき諸費用を支払日より起算して60日以上滞納した場合。
 - b. 乙または乙の代表者が、第三者による財産の差し押さえ処分、競売の申し立て、破産の申し立て、及び会社更生法の申し立てをした場合。あるいは、これらに相当する信用不安が惹起した場合。
 - c. 乙の代表者が、禁治産者又は準禁治産者の申し立てを受けた場合。
 - d. 乙の代表者が、懲戒又は禁固の刑に処せられた場合。

本契約を維持することが適当でないと認めた場合。

- f. 乙又は乙に関わる人間が、著しく甲の信用を落とすような行為を行い、且つ甲にその損害を生じせしめた場合。
- g. 乙又は乙に関わる人間が、業務上知り得た企業秘密に属する事項を第三者に漏洩した場合。

第13条【放棄】

1. 乙が、スーパーネット電話中継ステーションの設備機器の所有権を放棄する場合には、その3ヵ月以上前に文書にて甲に通知しなければならない。
2. 乙が、スーパーネット電話中継ステーションを放棄するのにやむなきに至った場合でも、開局日から1年間は保守管理費用及び運営管理費用を継続して支払う責を負うものとする。

第14条【損害賠償】

1. 甲及び乙は、それぞれが支払うべき事由に於いて約定日を経過した場合には、遅延損害金を年利14%の割合（但し、年365日の日割り計算）にて算出した損害金を支払うものとする。
2. スーパーネット電話中継ステーションの不可抗力による稼働停止に伴う営業損失に関して、甲はその損失を補填する責務を負うものではない。

第15条【契約期間】

1. 本契約の期間は、契約締結日より2年間とする。
2. 契約満了後の更新は、乙が引き続き本契約の継続を希望する場合に於いて更新することができる。その際甲は、更新料金や加盟金等の費用を徴収しないものとする。
2回目以後の契約更新も同様とする。

第16条【裁判管轄】

甲及び乙は、本協約書と本協約書に基づく諸契約書に関する訴訟については、甲の本店所在地を管轄する裁判所とすることに合意した。

第17条【変更】

本業務協約書に加除訂正のあるときは、別紙に付則事項として設けることができる。本業務協約書は付則事項の範囲に於いて、本業務協約の内容が修正されたものとする。

第18条【その他】

本業務協約書に記載のない事項、または、本業務協約書の内容に疑義を生じたときは、信義誠実の原則に則り、甲・乙双方が協議の上、円満解決するものとする。

平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

甲：〒103-0007

東京都中央区日本橋浜町2-38-9カネイビル7F

TEL 03-5643-6661 FAX 03-5643-6667

株式会社 近未来通信

代表取締役 石井 優



乙：〒 [REDACTED]

TE [REDACTED]

FAX [REDACTED]

仕 様 書

中継局

スーパーネット電話中継ステーション 8回線仕様

Router (専用線接続装置)	300,000
PC (CPU/Network Bord)	800,000
OS (English Version)	48,000
SuperNet Original Universal Port	3,800,000
Voice Support System	650,000
Trunkpack-VOIP Voice Compression	1,750,000
Network Instrument TA・TA/DSU HUB設備費	900,000
マシン・インストール費	150,000
システムセッティング/課金ソフト設定	250,000
LAN環境構築費	60,000
電話回線設営調整費	60,000
専用回線設営調整費	20,000
合 計	(単位:円) 8,788,000